

材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱いの厳格化について（お知らせ）

令和7年12月12日、建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）の全面施行により、**入札時に提出する工事費内訳書への材料費等の記載が義務化**されたところですが、**令和8年6月1日以降に指名・公告する工事から、記載がない場合は失格**とします。

1 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱い

工事費内訳書の様式を改正し、材料費等の記入欄を追加します。また、材料費等の記載が無い場合は原則として失格として取り扱います。

（工事費内訳書への記載イメージ）

工事費の内訳					
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	金額（円）	技術提案の内容

直接工事費のうち、材料費	*****	円
直接工事費のうち、労務費	*****	円
現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額(※)	*****	円
現場管理費のうち、建退共制度の掛金	*****	円
工事原価のうち、安全衛生経費	*****	円

記載がない場合
失格

※ 建築工事の場合は「工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額」

2 適用日

令和8年6月1日以降に指名・公告する工事から

3 その他

記載方法等については、別紙「工事費内訳書への材料費等の記載について」を参考にしてください。

工事費内訳書への材料費等の記載について

1 各項目について

経費	内容																											
材料費	○ <u>工事の施工に直接使用される材料の調達費用</u> を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。																											
労務費	○ <u>工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資</u> となる費用です。 ○基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。 ○また法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。																											
法定福利費 (事業主負担分)	○ <u>健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料のうち、現場労働者の事業主負担分</u> を指します。 <table border="1" data-bbox="477 1057 1374 1270"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">健康保険</th> <th colspan="2">厚生年金保険</th> <th>雇用保険</th> <th>労災保険</th> </tr> <tr> <th>健康保険料</th> <th>介護保険料</th> <th>厚生年金保険料</th> <th>子ども・子育て拠出金</th> <th>雇用保険料</th> <th>労災保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業主負担分</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> <td>法定福利費</td> </tr> <tr> <td>本人負担分</td> <td>労務費</td> <td>労務費</td> <td>労務費</td> <td>—</td> <td>労務費</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	労災保険料	事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—
	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険																						
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	労災保険料																						
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費																						
本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—																						
建退共制度の掛金	○ <u>建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費</u> です																											
安全衛生経費	○ <u>労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費</u> です。 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。																											

2 記載方法等について

経費	記載方法等
材料費	○ <u>主要な材料費は必須</u> とし、雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金は任意とします。
労務費	○ <u>積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上してください。</u> ○建設機械の運転労務は任意とし、現場技術職員等の給与・手当や資材搬入の運転労務は計上不要です。
法定福利費 (事業主負担分)	○国土交通省HPに掲載された「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」や「各団体が作成した標準見積書」等を参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html
建退共制度の掛金	○ <u>建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合（※）は、必要金額を記載してください。</u> (※)・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合 ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合 ○ <u>建退共制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合（建退共以外の退職金制度（中退共、特退共等）の場合等）は、金額の欄に「-」と記入してください（空欄の場合、失格になります）。</u>
安全衛生経費	○次の3つの算出方法のいずれかにより計上してください。 ① <u>個別積み上げ計上</u> 個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げる。 ② <u>経費率計上</u> 個別積み上げが困難な場合、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて計上する。 ③ <u>①と②の合算</u> ○別表「安全衛生経費の考え方（土木工事の場合）」や、国土交通省HPに掲載された「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」、「先行工種の標準見積書」等も参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

※ 工事箇所が複数ある場合は、合計の金額を記載してください。

各経費の見積りに当たっては、労務費に関する基準ポータルサイトに掲載された専門工事業者向けの「様式例」や「書き方ガイド」等も参考にしてください。

<労務費の基準ポータルサイト>

<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/concept>

別表「安全衛生経費の考え方」（土木工事の場合）

（出典：労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン）

費用区分	主な内容		細目	
直接工事費	工事事務物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工	・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め	・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工	・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台	・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制	・ 交通誘導警備員	
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用 ・ 埋設物調査試掘ほか	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用 ・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			安全管理等に要する費用	保護具類 ・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具	
		警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用 ・ 火薬庫など	
		現場環境改善費	・ 照明器具、熱中症対策設備	
		現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断（一般・特殊健診）
安全訓練研修等に要する費用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT			

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

3 算出が困難な場合

材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のとおり記載してください。

（空欄の場合、失格になります）。

（全額計上が困難）

「算出不能」、「計上不可」等と記載

（一部計上が困難）

計上可能な分のみ記入し、「***（一部計上）」円等と記入

（例）直接工事費のうち、材料費	***（一部計上）	円
直接工事費のうち、労務費	算出不能	円

※「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含みません。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外です